



第 12 号

平成 28 年 1 月 10 日

東ト協 適正化事業部

日常点検・定期点検の実施について

今回は日常点検、定期点検についてです。巡回指導時の指摘項目としては、日常点検は「(大型車のディスク・ホイールの取付状態等) 記載項目不足」「有資格者の運行可否決定なし」、定期点検は「3 か月点検一部未実施」「(直近 1 年分の) 点検記録簿一部保存なし」などの指摘が見られます。

運行前の日常点検や定期点検を適切に実施し、車両故障等による事故を未然に防止することは、トラック運送事業者の基本的な責務です。こうした社会的使命を再認識し、日々の点検整備を確実に行ってください。

1. 日常点検整備 (道路運送車両法第 47 条の 2)

事業用自動車等の使用者又は自動車を運行する者は、日々の自動車の安全を確保するため、1 日 1 回、その運行の開始前において国土交通省令で定める技術上の基準 (自動車点検基準) により、日常点検をしなければなりません。

(記載例)

日常点検表

登録番号又は車番 1009
点検実施者名 東京 太郎

平成28年1月8日(金) 天候 曇
整備管理者 ○○○○ 印

運行可否確認の印を残してください

(点検の結果) 良好はレ点、要整備は×、修理整備後○を記入

点検箇所	点検内容	良・否
1. ブレーキ	1 ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。	レ
	2 ブレーキの液量が適当であること。	レ
	○ 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	レ
	○ 4 ブレーキペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。	レ
	5 駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。	
2. タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。	
	2 亀裂及び損傷がないこと。	
	3 異常な摩耗がないこと。	
	※ 4 溝の深さが十分であること。	
	5 ディスクホイールの取付状態が不良でないこと。(大型車のみ)	レ
3. バッテリー	※ 液量が適当であること。	
4. 原 動 機	※ 1 冷却水の量が適当であること。	
	※ 2 ファンベルトの張り具合が適当である、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。	
	※ 3 エンジンオイルの量が適当であること。	
	※ 4 原動機のかかり具合が不良でなく、異音がないこと。	
	※ 5 低速及び加速の状態が適当であること。	
5. 燈火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	レ
6. ウィンドウォッシャー及びワイパー	※ 1 ウィンドウォッシャーの液量が適量であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。	
	※ 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	
7. エア・タンク	○ エア・タンクに凝水がないこと。	レ
8. 前回の運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。	レ

最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の場合、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検が必要です

注) 1 ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
2 ○印の点検箇所はエア・ブレーキ装着車の点検項目である。

【日常点検における注意事項】

- ① 整備管理者は、点検実施者に具体的な点検方法を教育するとともに、日常点検表に記録し、点検結果を報告するよう指導してください。
- ② 点検は1日1回、その運行の開始前に行ってください。
- ③ 最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の場合、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検が必要です。
- ④ 整備管理者は、点検結果に基づいて「**運行可否の決定**」をしてください。日常点検表には必ず確認の印を残してください。

2. 定期点検整備（道路運送車両法第48条）

自動車運送業の用に供する自動車は、3か月毎に点検の時期、自動車の種別、用途等に
応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車の点検をしなければなりません。

(1) 実施計画表（施行規則第32条）

点検整備の実施計画は「整備管理者が行う法定業務のひとつ」です。営業所に配置する事業用自動車の点検整備計画を立て、点検整備を行ったら実施日を記録し、実施状況を把握してください。

(2) 点検整備記録簿の記載事項（道路運送車両法第49条）

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ 自動車登録番号
- ⑥ 点検時の総走行距離
- ⑦ 点検（整備）を実施した者の氏名又は名称及び住所

(3) 保存期間

営業所に配置する全ての事業用自動車の点検整備記録簿の写しを、車両ごとにとりまとめ、直近の3か月点検3回分12か月点検1回分の計4回分（1年分）を保存してください。

⇒日常点検、定期点検の具体的な実施方法については、国交省ホームページ「自動車の点検及び整備に関する手引」を参照してください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/tebiki.html>

---《平成27年度Gマーク認定事業所が決定》---

全日本トラック協会が平成15年7月からスタートした「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度も、平成27年度の認定より、全国で22,372事業所（前年度比+1,247）、都内で1,370事業所（前年度比+113）が認定され、Gマーク認定事業所は年々増加しています。当協会では、引き続き皆様のGマーク取得をサポートするための事前説明会や個別の相談会を開催するなど、会員のGマーク取得率向上を図る取り組みを実施しておりますので、是非Gマーク取得にチャレンジしてください。

○認定状況（平成27年12月15日現在）

	全事業所数(A)	認定事業所数(B)	認定割合(B/A)
全 国	83,789	22,372	26.7%
関 東	26,425	6,250	23.7%
東 京	6,103	1,370	22.4%